

第894回

宿毛市農業委員会会議

1. 日 時 令和7年12月23日（火曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 303会議室

3. 出席者（16名）

2番 山口 一晴	3番 濱田 賴之	4番 山本 欣史
5番 岩本 誠司	6番 井垣 水里	7番 澤田 誠規
8番 川田 直樹	9番 小島 久司	10番 寺田 巧
11番 羽賀 大透		

1番 松本 功	3番 川島 照久	5番 赤星 文香
6番 山本 大		

4. 欠席者（4名）

5. 事務局等出席者

事務局長兼農地係長 小松 憲司 事務局 主幹 舛谷 心悟
会計年度任用職員 福井 舗子

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について

議案第2号 農地法第4条許可申請審査について

○会長 続きまして894回の農業委員会定例会をおこないます。
午前中から農地パトロールがありましたので、スムーズな対応を進めて
早めに終わりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 これより、第894回宿毛市農業委員会の会議を開会します。

○議長 「議事録署名委員」の指名を行います。
議事録署名委員は、9番 小島 久司 委員
10番 寺田 巧 委員 にお願いします。

なお、1番 稲田 義敬 委員、2番 保田 稔、4番 堀内 愛貴、
7番 浦田 久永 推進委員、より宿毛市農業委員会規程第10条の規
定による欠席の申し出がありました。

○議長 議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

●事務局員 【議案第1号】「農地法第3条許可申請審査について」ご説明いたします。
議案書は1ページになります。
受付番号28番、西町地区です。場所は2ページに位置図をつけており
ます。西町2丁目主要地方道宿毛城辺線沿いの宿毛西町郵便局の道路向
こう側の農地1筆です。贈与により所有権を移転するものです。
申請地では、文旦を栽培するとの計画が出されています。
全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。
本申請は、双方から委任を受けた、山下行政書士から提出されています。

受付番号29番、山北地区です。場所は3ページに位置図をつけており
ます。山北八坂神社付近にある農地です。売買により所有権を移転するも
のです。

申請地では、ユズ・栗を栽培するとの計画が出されています。
全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。

受付番号30番、和田地区です。場所は4ページに位置図をつけており
ます。和田体育館の北東角の田です。
売買により所有権を移転するものです。
申請地では、季節野菜を栽培するとの計画が出されています。
全部事項証明書のほか、耕作計画書等も添付されております。

以上3件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

説明については、以上になります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 続きまして、受付番号28番及び29番について、西地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

●山口委員 【議案書をもとに28番、29番を読み上げる】

28番ですが、●●さんの方から直接話がきてまして、ずいぶん前から管理してた所をこの度名義変更して、贈与なんですが、売買に近いんですかね、そういうふうにする、という話をうけました。これに関しては特に問題はないと思います。

29番ですが、こちらも何か月か前に一度、家、畠、山林を買い取るという申請をかけてましたが、今回●●さんのお父さんの方に名義がそのまま残っていた所があつて、相続手続きをするのに追加申請みたいな形になっています。こちらも双方から話を聞いて間違いないというので、よろしくお願ひします。と言うことでした。

○議長 続きまして、受付番号30番について、和田地区担当の松本委員より説明をお願いいたします。

●松本委員 【議案書をもとに30番を読み上げる】

16日に稻田委員と現地調査を行いました。現地はきれいに除草されておりすぐにでも作れそうな状況です。特に問題はないかと思います。本人確認は、稻田委員が双方に電話で確認し、双方とも間違いないのでよろしくお願ひします。と言うことです。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 ないようですので、これより採決をいたします。

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」3件の報告があり、

審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長 異議なしとすることですので、「議案第1号 農地法第3条許可申請審査について」3件は、許可することに決しました。

○議長 続きまして、議案第2号「農地法第4条許可申請審査について」を議題といたします。

○議長 事務局と委員より議案の説明をお願いします。

●事務局長 【議案第2号】 議案書は5ページになります。

「農地法第4条許可申請審査について」説明をいたします。

受付番号 2

申請場所 所在地 大字宇須々木。（P 6に位置図を付けております。）申請地は、宇須々木地区。

主要地方道宿毛城辺線から市道を山側へ進み、円覚寺手前に広がる農地の一部になります。

登記地目は田、現況地目は畑で、面積は●●m²のうち●●m²です。

転用目的 申出者は現在、申請地西側の住居に居住していますが、子供達家族と同居になり、手狭になったことから、申請者が居住する住居が必要となった。建築場所を探したところ、本人が所有している農地で、現住居からも自らが営む農地からも近くにあり、交通の便も良い当該農地に住宅を建築することになりました。

建物は、1階部分に農業用倉庫を備えた建物を建築し、夫婦2人が居住するために必要な施設を整備するうえで、2階部分がそういうスペースになっており、一定の面積を必要としており、計画しています。

申請地は、第1種農地につき、農用地区域からの除外申し出書を6月に提出しておりましたが、この度、除外手続きが完了することとなり、転用許可申請を行っております。

本申請は、委任を受けた、曾根行政書士（四万十市）から提出されておりますことを、申し添えます。

農地転用に伴う 土地利用計画図等必要書類添付されております。

転用面積 ●●. 00 m²のうち●●. 00 m²

資金計画	土地取得費	0 円
	建築費（設計費を含む）	●●●●●●●●●●円
	自己資金	●●●●●●●●●●円

農地区分につきましては、周辺の農地面積が 10 ヘクタール以上あることから、「第 1 種農地」と判断されますが、申請地周辺には、既存の集落があることから適応除外になること。これらを踏まえ、高知県への農用地からの除外申し出手続き完了により、転用に支障なしと考えております。

ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 続きまして、受付番号 2 番について、西地区担当の山口委員より説明をお願いいたします。

●山口委員 【議案書をもとに 2 番を読み上げる】
先ほど事務局からもありましたように 6 月に転用申請を出してまして、皆さんに許可を頂いてますので、特に問題はないと思います。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより、採決をいたします。
議案第 2 号「農地法第 4 条許可申請審査について」1 件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、「議案第 2 号」1 件は、意見を附して県に送付することに決しました。

○議長 続きまして、協議事項にはいります。
非農地の報告について事務局と委員よりお願ひいたします。

○事務局長 議案書は7ページになります。
非農地証明についてご報告いたします。

【受付番号 23番】

申請場所 所在地 大字橋上町橋上・登記地目 田2筆（P9に位置図を付けております。）

- 場所は、大字橋上町橋上。主要地方道宿毛津島線沿い。宿毛建設資源利用協同組合への進入口付近。
申請地は、約32年前に隣接地が開発された頃に耕作放棄し埋立てられ、現在に至る。現況は宅地です。
なお、本申請は委任を受けた曾根行政書士（四万十市）から提出されておりますことを申し添えます。

【受付番号 24番】

申請場所 所在地 大字橋上町奥奈路・登記地目 畑2筆（P10に位置図を付けております。）

- 場所は、大字橋上町奥奈路。NTT西日本橋上電話交換所向かい。
申請地では、時期は不明だが、かつて建物が建築され、その後、取り壊され現在に至る。現況は宅地です。

【受付番号 25番】

申請場所 所在地 大字二ノ宮・登記地目 畑1筆（P11に位置図を付けております。）

- 場所は、大字二ノ宮。申請人は県外在住、約15年以前から耕作放棄し、竹が生え山林化し現在に至る。現況は山林です。

【受付番号 26番 27番】

申請場所 所在地 大字橋上町楠山 登記地目 田・畠 2筆（P12に位置図を付けております。）

- 場所は、大字橋上町楠山。日平農村公園から山側へ進んだ谷間に位置しており
申請地は、平成20年月日不詳より耕作が放棄され、自然に原野化し、現在に至る。現況は原野です。
なお、本申請は委任を受けた曾根行政書士（四万十市）から提出されておりますことを申し添えます。

【受付番号 28番】

申請場所 所在地 大字二ノ宮・登記地目 畑3筆（P13に位置図を付けております。）

○ 場所は、大字二ノ宮。二ノ宮地区内。申請者は市外在住。令和7年9月に相続にて所有権移転。申請地は、平成15年頃に居宅建築のため宅地として造成され現在に至る。現況は宅地です。

なお、本申請は委任を受けた曾根行政書士（四万十市）から提出されておりますことを申し添えます。

【受付番号 29番】

申請場所 所在地 大字山奈町山田・登記地目 田2筆（P14に位置図を付けております。）

○ 場所は、大字山奈町山田。天神地区内。申請者は令和6年3月に相続にて所有権移転。申請地●●●●番については、平成7年月日不詳ですが耕作放棄、平成12年月日不詳より山林となり現在に至る。現況は山林です。
また、●●●●番●については、同時期に濱田自動車の車置き場となり現在に至る。

現況は雑種地です。

なお、本申請は委任を受けた西川行政書士（四万十市）から提出されておりますことを申し添えます。

以上7件、農地への復帰は困難と考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長 続きまして、受付番号23番、24番、26番及び27番について、橋上地区担当の濱田委員より説明をお願いいたします。

●濱田委員 【議案書をもとに23番 24番 26番 27番を読み上げる】

23番、以前は稻を作っていましたが、現在は雑種地になっております。現地を確認しましたので、問題はないと思います。審議をよろしくお願いします。

24番、70数年前まではお爺さんがお菓子を売っていて、その後取り壊しになり、現地も確認し問題ありません。ご審議をよろしくお願いします。

26番、現地を2回見ましたが大きなカヤや雑木が生えており山林のような状態になっております。

27番、これも同じ様な状態で耕作放棄地というか木が生えて森林というか原野になっており、26, 27番とも電話確認し間違いないと言

うことで、お願ひします。と言う子どでした。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 続きまして、受付番号25番、28番について、二ノ宮地区担当の山本委員より説明をお願いいたします。

●山本委員 【議案書をもとに25番、28番を読み上げる】

25番、15年以上前から耕作放棄し、その後竹が生え山林化しています。

28番、平成15年頃に居宅建築のため造成され、現在に至る。現況は宅地です。

どちらも、現地確認し耕地に復旧は困難と思われます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長 続きまして、受付番号29番について、山田地区担当の山本（大）委員より説明をお願いします。

●山本（大）委員 【議案書を基に29番を読み上げる】

29番、過日、川田委員さんと現地確認しました。

1筆は、雑草雑木が生え繁り廃車が放置している状態でした。他の1筆は、山間にあって木々の間から地区が見えるという状態で両方とも田への復元が出来ないというような状況です。

持ち主は現在市外在住ということで、川田委員が電話確認した所、間違いないのでよろしくお願ひいたします。と言うことでした。

非農地証明願いも提出されているので、よろしくお願ひいたします。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採択をいたします。
非農地証明 7 件につきましては、審議の結果問題ないということですので、適當と認め証明することにご異議ございませんか。

(「意義なし」との声あり)

○議長 異議なしとすることですので、非農地証明 7 件は、証明することに決しました。

(報告事項)

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 ①次回会議の日程（1月20日（火曜日））について
農業委員さんの年に一度の研修会を予定しております、それとセットで行うために、当初の日程を前倒しいたしました。ご了承ください。会の資料につきましては、年明け1月10日前後にご案内いたします

○本日は、早朝より農地パトロールにもご参加いただき長丁場になりました。

委員の皆様にはこの一年、提案致しました議案につきまして、現地審査、申請者への対応等、ご尽力頂き大変ありがとうございました。

事務局いろいろありますて委員の皆様にはご迷惑をおかけしましたが、引き続きご指導くださいますようよろしくお願ひいたします。

来年の前半には、委員の皆さま3年に一度の改選時期をむかえるようになります。年明けからは、準備等進めて行きたいと思いますので、ご理解ご協力をお願い申し上げて、私の方からのご挨拶とさせて頂きます

本当にありがとうございました。また来年も宜しくお願ひ致します。

○議長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

議 長 それでは、以上で今期定例会議の議事は全て終了いたしました。
これで第894回宿毛市農業委員会会議を閉会します。

午後2時30分閉会

令和7年12月23日

会 長

農業委員

農業委員